【株式会社の定款（公開会社）】

　　　　　株式会社定款

第１章　総　則

（商号）

第 １ 条　当会社は、　　　　株式会社と称する。

（目的）

第 ２ 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

　１．

　２．前号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第 ３ 条　当会社は、本店を　　県　　市に置く。

（公告方法）

第 ４ 条　当会社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第 ５ 条　当会社の発行可能株式総数は、　　　　　株とする。

（発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容）

第 ６ 条　当会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる種類株式甲と種類株式乙を発行することができる。

１．種類株式甲の発行可能種類株式総数は　　　　　株とし、当該種類の株主が株主総会において議決権を行使できる事項は会社法第471条第３号による当会社の解散決議のみとする。

２．種類株式乙の発行可能種類株式総数は　　　　　株とし、当該種類の株主が株主総会において議決権を行使できる事項は会社法の規定するところによるものとする。

（株券の発行）

第 ７ 条　当会社の株式については、株券を発行する。

（株券の種類）

第 ８ 条　当会社の発行する株券は、１株券、10株券、50株券、100株券の４種類とする。

（単元株式数）

第 ９ 条　当会社の一単元の株式数は、　　　株とする。

（単元未満株主の権利の制限）

第 10 条　当会社の単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）を有する株主（以下「単元未満株主」という。）は、その有する単元未満株式については、会社法第189条第２項各号に規定する権利以外の権利を行使できない。

（単元未満株式売渡請求）

第 11 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを請求することができる。

２　前項の規定による請求をした単元未満株主は、当会社の承諾を得た場合に限り、当該請求を撤回することができる。

（株主名簿記載事項の記載等の請求）

第 12 条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、共同して提出しなければならない。利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第 13 条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（株券の再発行）

第 14 条　株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

２　株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

（手数料）

第 15 条　前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株式取扱規則）

第 16 条　当会社が発行する株式、新株予約権及び株券喪失登録に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第 17 条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第３章　株主総会

（株主総会の権限）

第 18 条　株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。

（招集）

第 19 条　定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

（招集権者及び議長）

第 20 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第 21 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 22 条　株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、その代理人の数は１名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

２　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

（議事録）

第 23 条　株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第 24 条　当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第 25 条　当会社は、取締役３名以上10名以内を置く。

（代表取締役）

第 26 条　当会社は、代表取締役１名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。

２　代表取締役は、社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。

（取締役の選任）

第 27 条　取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

２　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の解任方法）

第 28 条　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上の多数をもって行う。

（取締役の任期）

第 29 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

（取締役会の招集及び議長）

第 30 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。

２　取締役会の招集通知は、会日の５日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

３　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議方法）

第 31 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

２　取締役が提案した決議事項について、取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会議事録）

第 32 条　取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成して、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

（取締役会規程）

第 33 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会決議によって定める取締役会規程によるものとする。

（取締役の報酬等）

第 34 条　取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任に関する定め）

第 35 条　取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第425条第１項の規定により免除することができる額を限度として監査役の同意及び取締役会の決議によって、当該取締役の会社法第423条第１項の損害賠償責任を免除することができる。

２　前項の規定に基づいて取締役の責任を免除する旨の決議を行ったときは、取締役は、遅滞なく、会社法第425条第２項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は、１か月を下ることができない。

３　総株主（責任を負う取締役等であるものを除く。）の議決権の100分の２以上の議決権を有する株主が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、株式会社は、第１項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役会の設置）

第 36 条　当会社は、監査役会を置く。

（監査役の員数）

第 37 条　当会社は、監査役３名以上５名以内を置く。

（監査役の選任）

第 38 条　当会社の監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 39 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期と同一とする。

（常勤監査役）

第 40 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第 41 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

（監査役会の決議方法）

第 42 条　監査役会の決議は、監査役の過半数をもってこれを決する。

（監査役会議事録）

第 43 条　監査役会議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成して、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名しなければならない。

（監査役会規程）

第 44 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会決議によって定める監査役会規程によるものとする。

（監査役の報酬等）

第 45 条　監査役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任に関する定め）

第 46 条　監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第425条第１項の規定により免除することができる額を限度として取締役会の決議によって、当該監査役の会社法第423条第１項の損害賠償責任を免除することができる。

２　前項の規定に基づいて監査役の責任を免除する旨の決議を行ったときは、取締役は、遅滞なく、会社法第425条第２項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は、１か月を下ることができない。

３　総株主（責任を負う監査役であるものを除く。）の議決権の100分の２以上の議決権を有する株主が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、株式会社は、第１項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

４　当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金　　　円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第６章　会計参与

（会計参与の設置）

第 47 条　当会社は、会計参与を置く。

（会計参与の選任）

第 48 条　会計参与の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（会計参与の任期）

第 49 条　会計参与の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　補欠により選任された会計参与の任期は、その選任時に在任する会計参与又は前任の会計参与の任期の満了すべき時までとする。

３　増員により選任された会計参与の任期は、その選任時に在任する会計参与又は前任の会計参与の任期の満了すべき時までとする。

（会計参与の報酬等）

第 50 条　会計参与の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

（会計参与の責任免除等）

第 51 条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第１項の会計参与（会計参与であったものを含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計参与との間に同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金　　　円以上であらかじめ定めた金額又は同法第425条の最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第７章　会計監査人

（会計監査人の設置）

第 52 条　当会社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第 53 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 54 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 55 条　会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第 56 条　当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇〇円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第８章　計　算

（事業年度）

第 57 条　当会社の事業年度は、毎年　月　日から翌年　月　日までとする。

（剰余金の配当）

第 58 条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

２　剰余金の配当がその支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第９章　附　則

（設立に際して出資される財産の価額又はその最低額）

第 59 条　当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金　　円とする。

（最初の事業年度）

第 60 条　当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から令和　年　月　日までとする。

（設立時取締役及び設立時監査役）

第 61 条　当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

　設立時取締役　　　　　、　　　　、　　　　、　　　　、

　設立時監査役　　　　、

（発起人の氏名及び住所）

第 62 条　発起人の氏名及び住所は次のとおりである。

　住所

　氏名

　住所

　氏名

（定款に定めのない事項）

第 63 条　本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

株式会社設立のため、この定款を作成し発起人が次に記名押印をする。

　令和　年　月　日

　　発起人

　　発起人